

各都道府県消防主管部長 殿

予防課長

## 令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いに係る執務資料について

標記については、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて(通知)」(平成7年3月31日付け消防予第53号 各都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通知。以下「53号通知」という。)により、運用をお願いしているところであるが、これに係る質疑回答を別添のとおり示すので執務の参考にされたい。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、その運用に遺漏のないようよろしくご指導願いたい。

別 添

### 第1 区画の構造

#### 1 令8区画

問1 53号通知1(1)ウのただし書きで、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根については、3.6m以上の幅の耐火構造とすることが必要とされているが、令8区画に対してどの部分を耐火構造とするのか。

答 外壁又は屋根は、令8区画を介して両側にそれぞれ1.8m以上耐火構造となっていることが適当である。

問2 53号通知1(1)ウのただし書きの、3.6m以上の幅の耐火構造の外壁又は屋根に求められる耐火性能は、どの程度か。

答 建築基準法において、当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものである。

問3 53号通知1(1)ウのただし書きで、耐火構造の床又は壁の両端又は上端が、防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していない場合、外壁又は屋根に面積の小さい通気口、換気口を、令8区画を介して接する相互の距離が90cm未満となる位置に設けてよいか。

答 面積の大小にかかわらず、当該範囲内に開口部を設けることはできない。

#### 2 共住区画

問1 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設ける場合、当該ベランダ、ひさし等の幅は当該区画を介して隣接する下側の開口部の幅と同じでよいか。

答 下側の開口部の両端より、それぞれ50cm以上の幅となっていることが必要である。

問2 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設ける場合、どの程度の耐火性能を有することが必要か。

答 建築基準法上に規定されている1時間以上の耐火性能を有する床と同等以上の性能を有する必要がある。

問3 53号通知2(1)ウのベランダ、ひさし等に、雨水管等を貫通させる場合、当該雨水管等の位置及び材質の制限はあるか。

答 開口部及び当該開口部の両端より幅50cm以内の部分の前面50cm以内の部分を通させる場合には、不燃材料とすることが必要である。

問4 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設けない場合、共住区画を介して上下の位置にある開口部には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けることとされているが、上下の開口部の端部がどの程度の水平距離を有すれば、その必要はないか。

答 水平距離で90cm以上離れている場合には、開口部に甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなくてさしつかえない。

問5 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設けない場合、共住区画を介して隣接する開口部との距離が90cm未満となる部分に、開口面積の小さい通気口、換気口等の開口部を設けることができるか。

答 通気口、換気口等を設ける部分の前面が外気に開放されており、かつ、当該通気口、換気口等の直径が150mm以下の防火ダンパー(FD)付きのもの又は開口面積が100cm<sup>2</sup>以下のものについては、設けることができる。

問6 53号通知2(1)ウで、外壁面から50cm以上突き出した耐火構造のベランダ、ひさし等を設けない場合、共住区画

を介して上下の位置にあり、かつ、90cm以上離れて設けられる通気口、換気口等には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設ける必要があるか。

答 直径150mm以下の通気口、換気口等にあつては、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けないことができる。

## 第2 区画を貫通する配管等

### 1 令8区画

問1 鋼管を給排水管として、令8区画を貫通させる場合であっても、配管の外径は200mm以下であること等、53号通知1(2)に適合していることを確認する必要があるか。

答 お見込みのとおり。

問2 排水管に付属する通気管については、令8区画を貫通させることができるか。

答 お見込みのとおり。

問3 電気配線及びガス配管が、令8区画を貫通することは、認められるか。

答 認められない。

問4 令8区画を貫通する穴の直径が300mm以下である場合、一つの穴に複数の配管を貫通させることができるか。

答 令8区画を貫通する当該複数の配管について、53号通知1(2)に適合していることが確認されている場合に限り、お見込みのとおり。

### 2 共住区画

問 給排水管、空調用冷温水管、ガス管以外の配管のうち、冷媒管、電気配線が共住区画を貫通することは認められるか。

答 53号通知2(2)に適合していることが確認されている場合に限り、お見込みのとおり。

## 第3 その他

問1 平成7年5月17日付け消防予第94号において、耐火二層管は、衛生機器等との接続部分まで一体的に施工することとされているが、接続部分に不燃性でないゴム管等を用いてよいか。

答 区画貫通部及びその両側1m以上の部分が耐火二層管で施工されている場合にあっては、必要最小限の部分に限りお見込みのとおり。

問2 平成7年5月17日付け消防予第94号において、耐火二層管が区画を貫通する場合、貫通部から1m以内の部分で衛生機器等と接続してよいか。

答 当該衛生機器等(接続部を含む。)が不燃材料で造られている場合にあっては、さしつかえない。

問3 以下に掲げる行政実例等についても、53号通知3(4)の「これらに類する質疑回答」に含まれるものと考えてよいか。

- ・昭和51年3月29日付け消防安第52号消防庁安全救急課長通知中 問2(1)
- ・昭和51年4月9日付け消防安第65号消防庁安全救急課長通知
- ・昭和51年5月15日付け消防予第2号消防庁予防救急課長通知中 問5
- ・昭和53年4月28日付け消防予第83号消防庁予防救急課長通知中 別添 問2
- ・昭和53年9月9日付け消防予第179号消防庁予防救急課長通知中 6 問1、問2
- ・昭和53年12月27日付け消防予第246号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和54年6月22日付け消防予第118号消防庁予防救急課長通知中 問9
- ・昭和54年12月28日付け消防予第257号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和55年2月1日付け消防予第17号消防庁予防救急課長通知中 問2
- ・昭和55年2月5日付け消防予第20号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和55年8月13日付け消防予第155号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和57年3月20日付け消防予第61号消防庁予防救急課長通知
- ・昭和62年1月7日付け消防予第1号消防庁予防救急課長通知中 問(1)、問(2)

答 お見込みのとおり。